

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年3月28日

**【会社名】** ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Dreamvisor Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 奥山 泰

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

**【電話番号】** (03)6661-9311 (代表)

**【事務連絡者氏名】** アドミニ&オペレーション部 副部長 木村 健太郎

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号

**【電話番号】** (03)6661-9311 (代表)

**【事務連絡者氏名】** アドミニ&オペレーション部 副部長 木村 健太郎

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は平成25年3月28日開催の取締役会において、代表取締役の異動を内定いたしました。また、平成25年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、ウェルス・マネジメント株式会社（以下「WM社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日付でWM社との間で株式交換契約を締結いたしました。これらにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

## 代表取締役の異動

## (1) 新たに代表取締役となる者の氏名、役職名、生年月日、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日(予定)	所有株式数
千野 和俊 (昭和32年12月7日)	代表取締役	-	平成25年6月20日	-株

(注) 所有株式数は提出日現在で記載しております。

なお、千野和俊氏は、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、DVH社における株主割当による第5回新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されることを条件として、平成25年6月20日付で就任するものとして当社取締役に選任され、同日開催予定の当社臨時取締役会において、当社代表取締役に就任する予定であります。

## (2) 新たに代表取締役となる者の主要略歴

氏名	略歴
千野 和俊	昭和56年4月 三菱地所住宅販売株式会社
	平成13年4月 三菱地所投資顧問株式会社 投資営業部長
	平成15年4月 三菱地所投資顧問株式会社 取締役
	平成18年4月 ウェルス・マネジメント株式会社 設立 同社代表取締役社長(現任)
	平成18年9月 Wインベストメントパートナーズ株式会社 取締役
	平成20年4月 同社代表取締役社長

## 本株式交換について

## (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ウェルス・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
代表者の氏名	代表取締役社長 千野 和俊
資本金の額	30,000千円(平成24年3月31日現在)
純資産の額(連結)	139,427千円(平成24年3月31日現在)
純資産の額(単体)	157,647千円(平成24年3月31日現在)
総資産の額(連結)	337,065千円(平成24年3月31日現在)
総資産の額(単体)	353,702千円(平成24年3月31日現在)

事業の内容                                  アセットマネジメント業務  
  アキュジションサポート業務

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益(百万円)	428	437	254
営業利益(百万円)	127	142	0
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	70	143	12
当期純利益又は当期純損 失( ) (百万円)	33	38	44

(単体)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益(百万円)	374	385	254
営業利益(百万円)	109	131	43
経常利益(百万円)	55	132	32
当期純利益(百万円)	0	29	0

大株主の氏名又は名称及び発行済株式総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月27日現在)

赤坂社中有限責任事業組合       66.67%  
千野 和俊                         33.33%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係(平成25年3月27日現在)

資本関係	特筆すべき事項はありません。
人的関係	特筆すべき事項はありません。
取引関係	特筆すべき事項はありません。

## (2) 本株式交換の目的

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社(以下「NSJ社」といいます。)においては、既存事業として

- ( ) 金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業
- ( ) 新聞及び広告事業
- ( ) その他の事業

を営んでおりますが、経営環境悪化の影響等により平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っておりますが、平成25年2月13日に開示しておりますとおり、平成25年3月期(当期より決算期変更を行っております。)についても、連結営業損失を計上する見込みであります。売上減少の要因としては、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業においては、オンライン金融情報の無料化の流れ、システムの競争力低下によるものと、新聞及び広告事業においては、紙媒

体を主力とする日本証券新聞の購読者数の減少と、オンラインメディアの事業展開の遅れによるものと考えております。

一方で当社は経営強化のため、平成21年5月に総合金融サービス企業への業容拡大を企図し、子会社（ドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社、平成24年8月清算済み）において第一種金融商品取引業の登録を行い、FX（外国為替証拠金取引）やCFD（差金決済取引）のサービス提供等を開始し、更に平成21年12月には、当社内に「資産運用・投資助言事業準備室」を設置し、資産運用及び投資助言業への参入の検討を開始致しました。もっとも、取り巻く事業環境の悪化等により収益基盤の確立が遅れ早期の黒字化が困難との判断により、平成22年12月に第一種金融商品取引業から撤退し、また検討を重ねておりました資産運用及び投資助言業への参入も、事業開始には至りませんでした。しかしながら、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）と金融サービス事業における顧客層（富裕層及び機関投資家）との顧客属性の共通性、当社の有する金融に関する情報収集・分析力の活用など、双方の事業にはシナジー効果が期待できると考えており、平成22年12月以降も再進出について継続して検討しておりました。

こうしたなか、上場会社が行うIR活動を支援する事業（以下「IR支援事業」といいます。）では、NSJ社がネットワークを有する企業からの委託により当該企業の会社説明会等の開催における企画、運営等及び株主・投資家向け報告書（事業報告書及び株主通信等）の作成受託等を行っており、これまでの新聞及び広告事業で築いた事業基盤を生かした発展形の事業モデルであり、その顧客企業数及び受託件数は堅調に増加し、当社の収益の柱となりつつあります。

このような事業環境のなか、当社グループは業績の回復を企図しIR支援事業を含む既存事業の強化と、金融サービス事業への再進出を含め、これらの事業とシナジーを期待できる事業への進出を検討しておりました。その結果、本株式交換を行うことにより、新聞及び広告事業並びにIR支援事業等との事業シナジーが期待できる金融サービス事業への再進出を行うことと致しました。また、併せて本臨時報告書と同日に提出予定の有価証券届出書に記載のとおり、金融サービス事業への再進出に要する費用及び同事業拡大のための資金の調達を目的に、株主割当による第5回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を取締役会にて決議しております。

なお、当社は平成24年9月に第3回新株予約権（平成24年9月19日、有価証券届出書を関東財務局長に提出）、同年12月に第4回新株予約権（平成24年12月4日、有価証券通知書を関東財務局長に提出）の発行を決議しており、それぞれ136百万円、38百万円の資金調達を行っております。第3回新株予約権による調達資金の資金使途は、運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資、IR支援事業の強化であり、第4回新株予約権による調達資金の資金使途は運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化です。第3回新株予約権及び第4回新株予約権による調達資金により既存事業を展開するうえでの人件費や営業活動費用などの運転資金の確保と、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資及びIR支援事業の強化を図ることが可能となり、一方で本新株予約権による調達資金により既存事業とシナジーを期待できる金融サービス事業の再進出及び同事業拡大のための資金の確保を図ることが期待できます。

今般、株式交換により当社の子会社となるWM社は、富裕層や機関投資家を主な顧客層として、不動産及び不動産関連金融商品（以下「不動産等」といいます。）への投資に関するアセットマネジメント事業を主たる事業としており、約555億円の顧客資産（平成24年3月末時点）についてアセットマネジメント業務を受託しております。具体的には機関投資家等への不動産等投資に関する助言等を行う業務（アセットマネジメント業務）並びに不動産仲介、投資物件の発掘、デューデリジェンス及びドキュメンテーションなど不動産売買に関する総合的なサービス業務（アキュイジションサポート業務）等を

営んでおります。同社は平成20年のリーマンショック以降の国内外の金融・不動産業界の低迷の中においても、過去6期の内5期において経常利益を計上しております。東日本大震災直後の平成24年3月期にはアキュジションサポート業務の低迷と不動産等投資に関する共同出資持分の売却損等により、連結営業収益254百万円、同経常損失12百万円と損失を計上致しましたが、7期目にあたる平成25年3月期（今期）には連結営業収益317百万円、同経常利益55百万円と再び連結黒字に転換する見込であります。しかしながらアセットマネジメント業務に係る新規受託が同社計画どおりには進んでいないために漸減している顧客資産の拡大が同社の課題であり、そのための施策の一つとして今後は、大胆な金融緩和に伴う金融・不動産市況の回復も期待できる中、子会社（Wインベストメントパートナーズ株式会社）を通じて富裕層の資産運用や財務管理を一括して担うファミリーオフィスビジネスへの展開も計画するなど不動産等関連のみならず幅広い金融サービスの提供を予定しております。

そのようなWM社との株式交換による完全子会社化の実施により、当社は金融サービス事業への再進出・参入の足掛かりとなり、WM社においても当社の子会社であるNSJ社の有する顧客ネットワークの活用により、更なる業績の向上が期待できます。

また、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）に対する高付加価値な金融サービスの提供は、当社グループ全体の収益の多様化と顧客単価の向上に繋がり、また当社グループの既存事業においてもWM社の顧客層（富裕層及び機関投資家）とのネットワークを活かしたIR支援事業、新聞及び広告事業の拡大等により収益の改善・発展が期待できるものと考えております。

上記のとおり本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、当社は本株式交換による金融サービス事業への再進出に伴い、親会社のあかつきフィナンシャルグループ株式会社との協力関係の強化も進める予定であり、また、上述のとおり、シナジー効果が期待できることからWM社からは取締役1名を当社定時株主総会での決議を経て迎え入れ、現在の代表取締役社長に加えて代表取締役に就任する予定です。これにより、当社グループと、WM社及びその子会社で連携を図ることが可能となります。

### （3）当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

#### 株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、WM社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、当社は平成25年6月20日開催予定の定時株主総会において、WM社は同日開催予定の定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成25年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

なお、本株式交換は、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、当社における株主割当による本新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されること、並びに本株式交換の効力発生日の前日までにWM社における自己株式の消却及びWM社の新株予約権の放棄又は自己新株予約権の消却による消滅の効力が適法かつ有効に生じたことを条件として、その効力が発生することになります。

但し、上記日程は、当社及びWM社との間の協議及び合意により変更されることがあります。

#### 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	WM社 (株式交換完全子会社)
--	-------------------	--------------------

株式交換比率	1	16.67
--------	---	-------

(注) 1. 本株式交換に係る割当ての内容

WM社の普通株式1株に対して、当社普通株式16.67株を割当て交付いたします。

2. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式10,002株を割当交付する予定です。

なお、WM社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する同社取締役会の決議により、同社が本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において所有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するWM社の自己株式を含みます。）を、基準時において消却する予定であり、当該自己株式については当社の株式の割当ては行われぬ予定です。

3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなるWM社の現株主に対しては、会社法234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付致します。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

WM社が発行している新株予約権については、本株式交換の効力発生日の20日前までに、WM社が、各新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を取得するか、又は新株予約権者をして当該新株予約権を放棄させることを予定しております。また、WM社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己新株予約権を、基準時をもって消却する予定です。

なお、WM社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

その他の株式交換契約の内容

株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

#### 株式交換契約書

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社（住所：東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号）（以下「DVH社」という。）及びウェルス・マネジメント株式会社（住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号）（以下「WM社」という。）は、平成25年3月28日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

DVH社及びWM社は、本契約の定めに従い、DVH社を株式交換完全親会社とし、WM社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、DVH社は、本株式交換によりWM社の発行済株式（但し、DVH社が所有するWM社の株式を除く。）の全部を取得する。

#### 第2条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. DVH社は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるWM社の株主名簿に記載又は記録されたWM社の株主（但し、DVH社を除くものとし、以下「割当対象株主」という。）に対し、WM社の株式に代わり、その所有するWM社の株式数の合計に16.67を乗じた数のDVH社の株式を交付する。

2. DVH社は、本株式交換に際して、割当対象株主に対し、その所有するWM社の株式1株につ

き、DVH社の株式16.67株の割合をもって割当てる。

3. 本株式交換に際して割当交付するDVH社の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、DVH社は、会社法（平成17年法律第86号、本契約の締結日までの改正を含む、以下同じ。）第234条の規定に従い処理する。

### 第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、増加するDVH社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

#### (1) 資本金

金0円

#### (2) 資本準備金

会社計算規則（平成18年法務省令第13号、本契約の締結日までの改正を含む。）第39条に従いDVH社が定める額

#### (3) 利益準備金

金0円

### 第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、DVH社及びWM社が協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条（株主総会の承認）

1. DVH社は、平成25年6月20日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. WM社は、平成25年6月20日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、DVH社及びWM社が協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（会社財産の管理等）

DVH社及びWM社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自ら又はその子会社の業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、DVH社及びWM社は、それぞれの又はそれぞれの子会社の業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめDVH社及びWM社が協議し合意の上、これを行うものとする。

### 第7条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、DVH社又はWM社の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合（平成25年3月28日開催のDVH社取締役会において決議されたDVH社の第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」という。）の発行が何らかの事由により中止された場合を含むが、これに限られない。）は、DVH社及びWM社が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更

し、又は、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

#### 第8条（本契約の効力）

本契約は、DVH社又はWM社において第5条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

#### 第9条（本株式交換の効力発生条件）

本株式交換は、平成25年6月20日開催予定のDVH社の定時株主総会において、(1)DVH社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、DVH社における第5回新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社の定時株主総会においてDVH社との株式交換が承認されること、並びに第10条に定めるWM社における自己株式の消却及びWM社の新株予約権の放棄又は自己新株予約権の消却による消滅の効力が適法かつ有効に生じたことを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

#### 第10条（WM社における自己株式の消却等）

1. WM社は、DVH社及びWM社において第5条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、WM社が基準時において所有しているWM社の株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するWM社の株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催するWM社の取締役会の決議により基準時をもって消却する。また、WM社が発行している新株予約権について、効力発生日の20日前までに、WM社が当該新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を取得し、又は当該新株予約権者をして当該新株予約権を放棄させるものとし、かつ、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己新株予約権を、基準時をもって消却する。
2. DVH社は、本株式交換によって、DVH社における第5回新株予約権の行使価額の調整を行わない。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、DVH社及びWM社が別途協議の上で定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、DVH社及びWM社が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

DVH社：東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号  
ドリームバイザー・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 奥山 泰



WM社：東京都港区赤坂一丁目12番32号  
 ウェルス・マネジメント株式会社  
 代表取締役社長 千野 和俊

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の根拠

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及びWM社から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

横山公認会計士事務所は、当社については、市場株価法（本株式交換に係る取締役会決議日前日を算定基準日として、短期的な変動要因を排除する為、株式会社東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式の算定基準日のから遡る1カ月間、3カ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）による算定、WM社については、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なおDCF法においては現状、金融・不動産業界が中長期的には大きく変動すると考えられることを考慮して、WM社の策定している事業計画は用いずに当期予想を含む3事業年度（当期予想及び過去2事業年度の実績）の連結当期純利益の平均値を基礎として、名目GDP成長率と同程度に増加していく仮定で算出しております。結果、将来の精緻な予測はできませんが、再編後の5事業年度の利益見込が当該DCF法に用いた利益予想に近似するものと考えております。

当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
類似会社比較法	14.9～18.2
DCF法	15.8～18.2

横山公認会計士事務所は株式交換比率の分析に際して、当社及びWM社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社とその関係会社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関である横山公認会計士事務所による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社は横山公認会計士事務所による株式交換比率の算定結果を参考に、両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

#### 算定機関との関係

第三者算定機関である横山公認会計士事務所は、当社及びWM社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もございません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
代表者の氏名	代表取締役会長 奥山 泰 代表取締役社長 千野 和俊
資本金の額	700,972千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	子会社及び関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

- (注) 1. 上記資本金の額につきましては、本臨時報告書と同日に提出予定の有価証券届出書に記載しております株主割当により発行する新株予約権が行使された場合に増加する増加額を含めておりません。
2. 上記代表者の氏名につきましては、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2) WM社との株式交換、(3) WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、当社における株主割当による第5回新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されることを条件として、平成25年6月20日付で就任するものであります。

以上